

委託事務事業の執行の適正化に関する規程

昭和58年11月7日

市訓令甲第20号

(目的)

第1条 この訓令は、本市の事務事業を委託により執行するに当たり、委託の適否の判断基準及び契約手続等に関し必要な事項を定めることにより、委託事務の適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 委託 市が、契約によりその事務事業の処理を相手方に委ねるものをいう。
- (2) 第1類型 調査研究、診断、研修、映画作製、水質検査等高度の専門的知識又は技術を必要とする事務事業の形式をいう。
- (3) 第2類型 料金徴収、夜警、警備、清掃（掃除）、草刈、剪定、害虫駆除、ごみ・し尿の収集等定型的専門的技能を活用できる事務事業の形式をいう。
- (4) 第3類型 福祉活動、視覚障害者用市政だよりの作成等市民ニーズへのきめ細かな対応と市民意識の高揚を目指す事務事業の形式をいう。

(委託の適否の一般的基準)

第3条 事務事業を委託により執行するに当たり、その適否を判断する一般的基準は、次のとおりとする。

- (1) 委託行為が法令に抵触しないこと。
- (2) 公共性が損なわれないものであること。
- (3) 行政責任が確保できること。
- (4) 市民サービスが確保できること。
- (5) 経済性が期待できるものであること。
- (6) 保有個人情報の保護を図ることができるものであること。

(委託の適否の類型別基準)

第4条 事務事業を委託により執行することの適否を判断する基準は、前条によるものの

ほか、事務事業の類型に従い次のとおりとする。

(1) 第1類型

- ア 市の有する情報、知識及び技術だけでは目的を達成できないもの
- イ 経常的でなく、非効率的なもの
- ウ 委託する目的どおりの成果が期待できるもの

(2) 第2類型

- ア 行政責任を確保し、市民サービスが低下しないもの
- イ 経済的かつ効率的に処理されるもの
- ウ 確実な処理が期待できるもの

(3) 第3類型

- ア 市民意識、地域連帯の高揚に役立つもの
- イ 適切な委託先のあるもの

(委託契約執行上の類型別留意点)

第5条 事務事業を委託により執行するに当たっては、当該事務事業の類型ごとにそれぞれ次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

(1) 第1類型

- ア 事務事業の目的及び方針を明確にし、委託先に伝えること。
- イ できる限り委託先との協働体制をとり、職員に専門的知識及び技術の蓄積を図ること。
- ウ 秘密の保持に努めること。

(2) 第2類型

- ア 事務事業の仕様をできるだけ明確にし、処理の確実性を確保すること。
- イ 秘密の保持に努めること。

(3) 第3類型

- ア 委託先の自主性を尊重するとともに、公平な市民サービスの確保に努めること。

(請負契約等との区分)

第6条 事務事業の目的、性質等から判断して、工事、製造その他についての請負契約又は物品購入契約として処理しなければならないものは、それぞれの契約により執行する

ものとする。

(許容価格の算定)

第7条 契約の締結に当たっては、適正な原価計算を行い、あらかじめ的確な許容価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格をいう。）を算定しておくものとする。

(審査委員会)

第8条 委託の適否等を審査し、委託先の公正な選定方法等を決定し、委託事務の適正な執行を図るため、各局室及び各区ごとに事務事業委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。
- 3 委員長は各局室長又は各区長とし、委員は各局室又は各区の課長級以上の職員のうちから各局室長又は各区長が指名する者をもつて充てる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 審査委員会は、歳出予算の区分が委託料（測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係るものを除く。）であるもので、1件100万円を超えるもの及び重要なものについて、次に掲げる事項を審査する。
  - (1) 委託の適否
  - (2) 契約方法
  - (3) 契約方法が一般競争入札の場合は次に掲げる事項
    - ア 入札参加資格の設定
    - イ 確認申請者の資格の確認（低入札価格調査又は履行確保の調査の基準価格未満で入札した者が入札参加資格確認対象者となったときに限る。）
  - (4) 契約方法が指名競争入札の場合は入札参加者の選定
  - (5) 契約方法が随意契約の場合は見積者の選定
  - (6) 一般競争入札の参加資格がないと認めた者から文書による理由の説明請求があつた場合の当該説明請求に対する回答事項
  - (7) 保有個人情報の保護措置

(8) 委託事務の公正かつ適正な執行を図るために、許容価格の制限の範囲内で一定基準価格を下回る価格の入札者を落札者とするか否かを決定するに当たり行う調査結果

(9) その他必要な事項

6 委託に係る予算が令達されたものである場合においては、当該予算担当課の属する局室又は区の審査委員会が審査する。ただし、前項第8号に規定する事項に係る審査について、予算担当課の属する局室又は区の審査委員会において、予算が令達された課の属する局室又は区の審査委員会に審査事務を委任すると決定した場合は、この限りでない。

7 前2項の規定にかかわらず、緊急に契約を締結する必要があるもの並びに法令等により委託するもの及び委託先が特定されるものなど審査になじまないものについては審査を省略することができる。

8 前項の規定に基づき緊急に契約を締結する必要があるため審査を省略したものについては、速やかに審査委員会に報告するものとする。

9 審査委員会の組織運営その他必要な事項は、各局室長又は各区長が定める。

(委託先の選定基準)

第9条 委託先の選定は、岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）第4条に規定する有資格者名簿に登録されたものの中から、業務経歴、能力、信用度等を勘案して行うものとする。

(入札参加資格の設定及び委託先の選定方法)

第10条 入札参加資格の設定又は委託先の選定に当たっては、より競争性、客観性及び公平性の高い方法を採用するものとし、次の各号に定める区分ごとに、次項から第4項までに定める方法により、設定し、又は選定するものとする。ただし、技術面その他において特に必要があると審査委員会が認めた場合及び当該入札が岡山市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成21年市規則第112号。以下「特例規則」という。）の適用を受けるものである場合は、この限りでない。

(1) 市内業者（本市内に本社、本店等主たる事務所を有するものをいう。）

(2) 準市内業者（市内業者以外のもので、本市との取引に係る権限が委任されている支店又は営業所等を本市内に有するものをいう。）

(3) 市外業者（第1号及び第2号以外のものをいう。）

2 入札参加資格の設定又は委託先の選定は、前項第1号に掲げるものを対象とする。ただし、前項第2号に掲げるもののうち、次に掲げる要件のいずれも満たすものについては、前項第1号に準じて取り扱うことができるものとする。

- (1) 直近の法人市民税の確定申告における本市分の従業者数が10人以上であること。
- (2) 本市の市民税を課税され、特別徴収を行つている従業者数が10人以上であること。
- (3) 本市との取引に係る権限が委任されている者が配置されている支店又は営業所等において、営業業務の実態があること。

3 前項による設定又は選定では入札参加可能者数が原則として5者に満たない場合又は競争性が十分に確保できないときなど特に必要があると認めた場合は、第1項第1号及び第2号に掲げるものを対象とする。

4 前2項による設定又は選定では入札参加可能者数が5者に満たない場合又は競争性が十分に確保できないときなど特に必要があると認めた場合は、第1項第1号から第3号までに掲げるものを対象とする。

(会計年度)

第11条 事務事業の委託に当たっては、会計年度独立の原則に則した措置を講ずるものとする。

(同一委託先との継続契約)

第12条 同一の事務事業であつて、4月1日から委託事務事業が開始されるものについて、第10条の趣旨にのつとり委託先を選定する場合、新年度開始までの間に選定及び契約諸手続が完了しないおそれがある場合に限り、暫定的に4月分1月間の契約に限り、前年度の委託先との間に前年度と同一の条件で随意契約を締結できるものとする。この場合において、5月から翌年3月末日までの契約締結に係る諸手続を4月中に完了し、円滑な事務事業の移行に努めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約準備に1月以上必要と市長が認めるものについては、1月を超えて随意契約できるものとする。

(委託契約条項)

第13条 委託契約書には、一般的に次の事項を記載するものとする。

- (1) 契約の目的・内容に関すること。

- (2) 委託料（契約金額）に関すること。
  - (3) 履行期限又は期間に関すること。
  - (4) 履行場所に関すること。
  - (5) 契約保証金に関すること。
  - (6) 契約保証人に関すること。
  - (7) 委託料の支払いの時期及び方法（前払金又は部分払いをしようとするときは、その時期及び割合又は金額）
  - (8) 監督及び検査に関すること。
  - (9) 履行遅滞その他債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関すること。
  - (10) 危険負担に関すること。
  - (11) 債務の履行が契約の内容に適合しない場合の責任に関すること。
  - (12) 契約の解除に関すること。
  - (13) 秘密保持に関すること（電算処理の場合には、特に別途詳細な規定等を設けると。）。
  - (14) 契約に関する紛争（疑義の解釈を含む。）の解決方法に関すること。
  - (15) その他必要事項（再委託、権利の譲渡等、契約内容の変更、著作権等の帰属等）に関すること。
- 2 継続的に役務を提供する契約の場合には、前項各号に掲げるもののほか、次の事項について記載するものとする。
- (1) 委託先の作業責任者に関する事項
  - (2) 委託先従業員の服務規律に関する事項
  - (3) 作業に必要な資材とその費用負担に関する事項
  - (4) 立入調査及び監督等業務の適正な執行監理に関すること。
  - (5) 作業日報等成果報告書の提出に関すること。
  - (6) 検査・検収に関すること。
- 3 各種機器の保守、警備等の委託の場合には、第1項各号に掲げるもののほか、緊急時における連絡体制及び対応に関する事項

4 保有個人情報の取扱いを委託する場合には、第1項各号に掲げるもののほか、岡山市個人情報保護法施行細則（令和5年市規則第34号）第3条第1項各号に定める事項

5 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第10条第1項に規定する個人番号利用事務等を委託する場合には、第1項各号及び前項に掲げるもののほか、同法の規定に基づき必要とされる事項

（委託の管理）

第14条 担当課は、事務事業を委託により執行する場合、あらかじめ委託先から事務事業の実施計画書を提出させるほか、実施過程においても、中間報告を徴するなど委託の執行を管理しなければならない。

（委託の検査）

第15条 担当局室長又は担当区長は、委託により執行された事務事業が適正に履行されたかどうかを確認するため、必要な検査を行わなければならない。この場合にあっては、担当局室長若しくは担当区長又は担当局室長若しくは担当区長の委任を受けた担当課長は、速やかに所属職員のうちから検査員を命じるものとする。

2 検査員は、契約書、仕様書、明細書その他の関係書類等に基づいて、公正かつ的確に検査を行わなければならない。

3 検査員は、当該事務事業の類型ごとにそれぞれ第5条に規定する留意点に注意して検査を行わなければならない。

4 検査員は、検査報告書を作成するものとする。

（準用）

第16条 第8条から前条までの規定は、歳出予算の区分が委託料であるものに適用されるほか、修繕料（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事に該当するものを除く。）、手数料並びに使用料及び賃借料であるものの契約について準用する。

（委任）

第17条 この訓令の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 岡山市御津支所及び岡山市灘崎支所の所管区域内における委託事務のうち、平成18年6月30日までに行う委託先の選定については、第9条及び第10条の規定にかかわらず、それぞれ編入前の御津町財務規則（平成8年御津町規則第11号）及び編入前の灘崎町財務規則（昭和55年灘崎町規則第4号）の例による。

附 則（平成2年市訓令甲第26号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年市訓令甲第71号）

この訓令は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成16年市訓令甲第45号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年市訓令甲第56号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年市訓令甲第10号）

この訓令は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成18年市訓令甲第50号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年市訓令甲第119号）

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年市訓令甲第212号）

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年市訓令甲第29号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第10条を改正する規定は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成20年市訓令甲第79号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年市訓令甲第48号）

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

2 岡山市事務事業委託管理委員会運営要領(昭和58年市訓令甲第21号)は廃止する。

附 則（平成 22 年市訓令甲第 15 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年市訓令甲第 26 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年市訓令甲第 27 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年市訓令甲第 10 号）

1 この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 8 条の規定は、この訓令の施行の日以後の公告に係る契約について適用し、同日前の公告に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年市訓令甲第 31 号）

1 この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 13 条第 1 項第 11 号の規定は、この訓令の施行の日以後の締結に係る契約から適用し、同日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年市訓令甲第 16 号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 13 条第 4 項の規定は、この訓令の施行の日以後の締結に係る契約から適用し、同日前の締結に係る契約については、なお従前の例による。